

○鳥羽志勢広域連合委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

〔平成11年4月1日〕
〔条例第12号〕

改正 平成11年8月6日条例第33号 平成12年2月24日条例第3号

平成13年2月22日条例第1号 平成16年2月25日条例第1号

平成16年10月1日条例第3号 平成28年2月29日条例第1号

（報酬）

第1条 委員会の委員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 前項の報酬は、次の区分により支給する。

(1) 日額をもって定めるものは、執務日数に応じてその都度

(2) 月額をもって定めるものは、毎月21日

（費用弁償）

第2条 委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、委員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年8月6日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月24日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月22日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年2月25日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

第5編 給与 (鳥羽志勢広域連合委員会の委員等の報酬及び費用
弁償等に関する条例)

附 則 (平成16年10月1日条例第3号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月29日条例第1号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第5編 給与 (鳥羽志勢広域連合委員会の委員等の報酬及び費用、弁償等に関する条例)

別表 (第1条関係、第2条関係)

区 分	報 酬 の 額		支 給 区 分	旅 費 の 額	
選挙管理委員会委員長	5,500 円		日 額	一般職の職員に支給する旅費のうち車賃に相当する額	
選挙管理委員会委員	5,500 円		日 額	一般職の職員に支給する旅費のうち車賃に相当する額	
監 査 委 員	5,500 円		日 額	一般職の職員に支給する旅費のうち車賃に相当する額	
情報公開審査会委員	10,000 円		日 額	一般職の職員に支給する旅費のうち鉄道賃及び車賃に相当する額	
行政不服審査会委員	10,000 円		日 額	予算の範囲内で、別に連合長が定める額	
介護認定審査会委員	会 長		23,600 円	日 額	一般職の職員に支給する旅費のうち車賃に相当する額
	医療薬剤関係委員	委 員 長	23,600 円	日 額	
		委 員	20,400 円	日 額	
	保健福祉関係委員	委 員 長	21,600 円	日 額	
委 員		18,400 円	日 額		
その他非常勤の委員等	広域連合長が別に定める額		日 額 又 は 月 額	一般職の職員に支給する旅費のうち広域連合長が定める額	